

# 山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱

平成 28 年 5 月 20 日

告示第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山ノ内町における産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与するため、町内において起業する者に対して、予算の範囲内で山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 新しく事業を起こすことをいい、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条に規定する開業の届出により行うもの

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立して行うもの

(2) 起業の日 個人事業者の場合にあっては開業の日、法人の場合にあっては法人設立の日をいう。

(3) 事業所等 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点のことをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、補助金の申請年度内に町内で起業を予定している者(申請時に開業及び法人設立をしている者を除く。)のうち次の各号に掲げる要件を全て備えている者とする。ただし、町長が特に認める者は、この限りでない。

(1) 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする者

(2) 町内に住所を有する者又は第 11 条に規定する実績報告を提出する日の前日までに町内に住所を有する者

(3) 山ノ内町商工会の起業相談及び指導を受けた事業計画を有し、継続発展する見込みのある事業を起業する者

(4) 町税等の滞納がない者。なお、転入者にあっては旧住所地の市区町村税等についても滞納がない者

(5) 山ノ内町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 22 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない者

2 前項の規定にかかわらず、起業しようとする事業が次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

(1) 事業所等が町内での移転と認められる者

(2) 他の者が行っていた事業を継承して行い、又は行おうとする者

(3) 事業の実施に関して、法令等に基づき、許認可が必要であるにもかかわらず、その許認可を受けていない者

(4) 仮設又は臨時の事業所等で事業を行い、又は行おうとする者

(5) 反社会的な活動を行う者その他の社会通念に照らし補助することが不適當である者

(6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者

(7) 山ノ内町空き家の店舗等活用事業補助金交付要綱(平成 27 年山ノ内町告示第 17 号)に定める補助金の交付を受けたことがある者

(8) その他町長が適切でないとする者

(補助対象業種)

第 4 条 補助の対象となる業種は、次に掲げるものとする。

(1) 日本標準産業分類(平成 21 年総務省告示第 175 号)に掲げる業種のうち、次に掲げるもの

ア 建設業

イ 製造業

ウ 情報通信業

エ 卸売業、小売業

オ 学術研究、専門・技術サービス業

カ 宿泊業、飲食サービス業

キ 生活関連サービス業

ク 教育、学習支援業

ケ サービス業(他に分類されないもの)

(2) 前号に掲げるもののほか、当町の産業振興に寄与すると町長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、起業しようとする事業が別表第 1 に該当する業種は、補助対象業種から除くものとする。

(補助対象事業)

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業は、補助金の交付決定年度内の起業に係る事業であって、別表第 2 に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)とする。ただし、国、県その他本町以外の団体から起業に関連する補助を受ける場合は、この補助対象経費から除くものとする。

(補助金額)

第 6 条 交付する補助金の額は、別表第 2 に定める事業の種類に応じ、補助対象経費に同表の定める補助率を乗じて得た額で、同表に定める補助限度額を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この告示に基づく補助金の交付は、当該補助対象者について 1 回限りとする。

(補助金の事業期間)

第 7 条 補助金の事業期間は、交付決定日以後、当該日の属する年度の末日までとする。

(交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、起業の日までに、山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 山ノ内町商工会の指導を受けた事業計画書(収支計画を含む。)

(2) 事業計画書指導証明願(様式第 2 号)

(3) 住民票の写し

(4) 許認可を伴う業種であれば許可証の写し

- (5) 履歴書
- (6) 町税等の滞納がない証明書（転入者の場合、旧住所地の市区町村のもの）
- (7) その他事業内容の説明資料：図面（位置図、設備関係他）、見積書等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（交付決定等）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付を決定したときは山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。  
（変更申請等）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請した事業内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に変更内容の分かる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、内容を変更する場合において、補助金の交付目的に即さないものではない軽微な変更で、かつ、補助金の交付決定額の変更を伴わないものは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更することが適当と認めたときは山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金交付変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。  
（実績報告）

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、事業の種類に応じ別表第3に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。  
（確定及び通知）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。  
（請求及び交付）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに山ノ内町起業チャレンジ支援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、補助事業者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。  
（財産の管理及び処分）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分してはならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第 15 条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業完了後 5 年未満で事業を中止するとき。
- (2) 補助事業完了後 5 年未満で事業所等を町外へ移転するとき。
- (3) 補助事業完了後 5 年未満で起業者が町外へ転出するとき。
- (4) 不正な手段により補助金の交付を受けた事実が判明したとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、補助金の返還を免除し、又は返還を猶予することができる。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

<p>補助対象外とする業種（日本標準産業分類による）</p>	<p>(1) 学術研究、専門・技術サービス業のうち下記のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術・開発研究機関（中分類71）</li> <li>・専門サービス業（他に分類されないもの）（中分類72）のうち、管理、補助的経済活動を行う事業所、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所</li> <li>・その他のサービス業（小分類729）のうち、興信所、不動産鑑定業、他に分類されない専門サービス業</li> <li>・技術サービス業（他に分類されないもの）（中分類74）のうち、管理、補助的経済活動を行う事業所、獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、その他の技術サービス業</li> </ul> <p>(2) 生活関連サービス業のうち、娯楽業（中分類80）</p> <p>(3) サービス業（他に分類されないもの）のうち、廃棄物処理業（中分類88）、職業紹介・労働者派遣業（中分類91）、政治・経済・文化団体（中分類93）、宗教（中分類94）、その他のサービス業（中分類95）</p> <p>(4) その他下記に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの</li> <li>・集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）（細分類9299に含まれるもの）</li> <li>・NPO法人、ボランティア活動、財団法人、社団法人などの他、町長が適当でないと認める業種</li> </ul>
--------------------------------	--

別表第2（第5条、第6条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 事業所等開設支援事業	起業を目的として、事業所等の設備・備品の購入等開設等に係る事業	(1) 設備、備品購入費（消耗品等は除く。） (2) その他事業開始に係る経費 (3) 一般車両購入・リース料を除く。	2分の1以内	30万円
(2) 経営支援事業	起業を目的として第1号の事業を実施する事業者が、市	(1) 経営指導に係る費用 (2) 市場調査費、展示会	2分の1以内	20万円

	場調査・販売促進等 経営の安定に向けて 行う事業	等の出店費 (3) その他販売促進に 係る経費 (4) 事業実施に必要な 経費（一般経常費は除 く。） (5) その他の経営の安 定に係る経費		
(3) 雇用促 進事業	起業を目的として 第1号の事業を実 施する事業者が、雇 用の促進を目的と して行う事業	事業実施に必要な正規 雇用者の直接人件費（申 請者、申請者の1親等以 内の親族及び役員報酬 を除く。）	10分の 10以内	50万円

※ 上記記載の経費に該当するものでも、審査により対象外となることや査定により減額することがある。

別表第3（第11条関係）

事業の種類	添付書類
事業所等開 設支援事業	(1) 事業所開設経費明細 (2) 支払領収書又はこれに代わる書類 (3) 定款、税務署へ提出した開業届出書など事業内容が分かる書 類 (4) その他町長が必要と認める書類
経営支援事 業	(1) 販売促進のための事業概要の分かる書類等 (2) 依頼、委託、行事への参加等の具体的な内容を示す契約書等 の写し (3) 事業費支払明細 (4) 支払領収書又はこれに代わる書類 (5) その他町長が必要と認める書類
雇用促進事 業	(1) 雇用保険加入証明書等雇用が証明できる書類 (2) 支払領収書又はこれに代わる書類 (3) その他町長が必要と認める書類